

○独立行政法人国民生活センターの保有する個人情報管理規程

平成 17 年 3 月 31 日 規程第 17 号

最終改正 令和 7 年 4 月 28 日 規程第 1 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 66 条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 12 条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の保有する個人情報の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第 2 条、第 60 条及び番号法第 2 条の定めるところによる。

- 2 この規程において「保有個人情報等」とは、センターが保有する個人情報保護法における個人情報、及び番号法における特定個人情報をいう。
- 3 この規程において「職員等」とは、センターの役員、職員、非常勤職員、事務補助員、派遣職員をいう。

第 2 章 管理体制

(総括保護管理者)

第 3 条 センターに総括保護管理者を 1 人置くこととし、総務部担当理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、理事長を補佐し、センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第 4 条 保有個人情報等を取り扱う各部局・課室に、保護管理者を置くこととし、各部門の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、当該部門における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムセキュリティ責任者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報等を取り扱う各部局・課室に、当該部門の保護管理者が指名する保護担当者を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部門における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 センターに、監査責任者を置くこととし、内部監査等を担当する部門の長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための会議)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係役職員を構成員とする会議を設け、定期に又は随時に開催する。

(保有個人情報等に関する安全管理措置)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等に関する安全措置を整備する。

- 2 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う職員等（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。
- 3 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。
- 4 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
 - (2) 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員等から責任者への報告連絡体制
 - (3) 特定個人情報を複数の部門で取り扱う場合の各部門の任務分担及び責任の明確化
 - (4) 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

第3章 教育研修

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運

用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部門等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該部門の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員等の責務

(適切な取扱の義務)

第10条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(漏えい等の報告)

第10条の2 職員等は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保有個人情報等を複製、送信、送付、外部への持ち出し及びその他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。ただし、次項の場合は、その限りではない。

- 2 職員等は、保護管理者が当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて業務上特に必要と判断した場合は、保有個人情報等の複製、送信、送付及び外部への持ち出しを限

定して行うことができる。職員等が当該行為を行う際は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(誤りの訂正等)

第13条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第14条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。

(廃棄等)

第15条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第17条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法が定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第17条の2 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、職員等は個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第17条の3 職員等は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第17条の4 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第18条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(取扱区域)について、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を容易に閲覧等できないよう物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第19条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第27条を除き、この章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第20条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、又は取扱規程に基づく運用状況を確認するため、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、保有個人情報等へのアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第21条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的な確認等必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第24条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第25条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第29条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、端末を外部へ持ち出してはならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合はその限りではない。

(1) 保護管理者が必要があると認めるとき

(2) 端末の盗難又は紛失時に情報漏えいが発生しないよう技術的な措置を講じた端末を利用するとき

(第三者の閲覧防止)

第30条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第31条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第34条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する

室その他の区域（以下「サーバ室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、サーバ室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第35条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第36条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第37条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び5項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項。なお、委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づきセンターが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 3 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4 保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、委託を受けた者において、センターが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 5 保護管理者は、委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項に定める措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第3項及び第4項に定める措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

- 7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣職員によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(その他)

第37条の2 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第38条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員等が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれ（以下「当該事案等」という。）を認識した場合に、当該事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、当該事案等による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のネットワークを遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、当該事案等の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、当該事案等の内容等に応じて、当該事案等の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、当該事案等の内容等に応じて、当該事案等の内容、経緯、被害状況等について、消費者庁に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 保護管理者は、当該事案等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。
- 7 総括保護管理者は、保有個人情報等の漏えい等その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって、次条に定める個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告する。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第39条 保有個人情報について、前条第7項に規定する個人の権利利益を害するおそれ

が大きいものとは、次に掲げる事態とする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報、情報システム等において管理される特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 特定個人情報について、前条第7項に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとは、次に掲げる事態とする。

- (1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

- (2) 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

- (3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
- (4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

- イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報
- ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報
- ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第40条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含むセンターにおける保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第41条 保護管理者は、各部門における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第42条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 行政機関との連携

第43条 センターは、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、消費者庁と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第12章 その他

(細則)

第44条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規程第 12 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 31 日規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 15 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 15 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日規程第 7 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 10 日規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日規程第 3 号）

この規程は、平成 31 年 1 月 15 日から施行し、平成 30 年 10 月 22 日から適用する。ただし、第 38 条第 7 項については、平成 28 年 1 月 1 日 から適用する。

附 則（令和元年 9 月 30 日規程第 3 号）

この規程は、令和元年 9 月 30 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。